



川口市立 幸町小学校

かわぐちしりつ さいわいちょう しょうがっこう
Saiwaichou Elementary School

タブレット利用の手引き

児童・保護者用



なまえ： _____

タブレット No. _____

川口市立幸町小学校

要保管 ※卒業するまで大切に保管してください

目次

○タブレットの利用について	-----	2
○機種及び付属品について	-----	2
○タブレットの利用上の注意事項	-----	3
0 はじめにお読みいただきたいこと	-----	4
1 禁止事項	-----	4~5
2 制限事項	-----	5~6
3 情報モラルに関すること等	-----	6
4 よく質問される内容	-----	6

タブレットの利用について

— 児童・保護者のみなさまへ —

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、タブレットを上手に活用していくことが大切です。タブレットはみなさんの学習に役立てるための道具です。学校の授業をはじめ、家庭学習などにも役立ちます。

タブレットは大変便利な道具ですが、その使い方で心配されることもたくさんあります。そのため幸町小学校では、この「タブレット ご利用の手引き」を作成しました。児童・保護者のみなさんで、この手引きを参考にして、タブレットを「安心・安全・快適」に活用していきましょう。どうぞよろしくお願いいたします。

機種及び付属品について

本体

付属品(保護ケース、AC アダプター・充電コード)

令和4年度よりタブレット、保護ケース、AC アダプター、充電コードそれぞれにタブレットの番号シールが貼られています。

令和5年度より、端末保護ケース（エフフリーク CAD101-DL22）を装着していません。

タブレットの利用上の注意事項

タブレットは、川口市立幸町小学校の敷地内および家庭での学習で活用していただく情報機器です。タブレットを活用することで学習効果が高められ、さらにモラルも身につきます。

社会のリーダーとして活躍するためにも「情報を的確に収集・判断し、分かりやすく表現する力」を習得し、「情報活用能力・表現力」を養ってほしいと思います。そのためにも以下の事項を遵守してください。

タブレットは学習のツール（道具）として利用してください。

※授業・学習以外での利用は禁止です。休み時間は担任の先生の許可を得てから使用してください。

- パスワード(パスコード)は他人に教えないようにしてください。
※他人の【ID・パスワード・パスコード】でログインすると履歴が残ります。
- 他人の画像・音声・動画・個人情報(名前、住所等)は、本人の同意にかかわらず送信・公開してはいけません。
- 他人のタブレットに、本人の許可なく触れることを禁止します。
- 教室移動や体育等でタブレットを利用しないときは、タブレットを充電保管庫へ入れるようにしてください。

※盗難防止の対策を常に行ってください。盗難にあった場合には、担任へ報告してください。

- 各授業の先生の指示に従ってタブレットを使用してください。

0 はじめにお読みいただきたいこと

1) ネットワーク環境

川口市では Windows パソコンの機種を選定しました。本校では【各教室・体育館・第2音楽室・第1理科室・家庭科室・図書室】で Wi-Fi によるインターネット接続環境を提供していますので、Wi-Fi が整備されている場所であれば、どこでもタブレットが利用できます。

2) タブレットの充電について

家庭に持ち帰った際には、タブレットの充電状況をよく確認しておいてください。充電容量が50%以下になる前に、充電をお願いします。

なお、学校へのモバイルバッテリーの持ち込みは禁止しています。

1 禁止事項

1) 個人の Microsoft ID の利用禁止

児童に割り当てられた ID が Microsoft ID も兼ねるため、家庭等で使用している個人の Microsoft ID は利用することができません。

2) アプリの削除禁止

すでにインストールされているアプリを自分で削除してはいけません。

3) アプリのインストール

アプリのインストールは学校全体で統一して行われます。個人でアプリをインストールすることは禁止されています。

4) 学校へ他の情報機器の持ち込み

学校の許可なく、配布したタブレット以外の情報機器の持ち込むことを禁止します。

5) 学習目的以外のサイトはタブレットで利用できません

学習目的以外のサイト（暴力・違法薬物・ギャンブル・ポルノ・インターネットショッピング・SNS 等）を利用することはできません。サーバのログ情報を見ると「〇〇さんのタブレットが〇時〇分〇秒に△△サイトにアクセスしていた」という情報がすべて残っているので、悪質な場合は利用停止となります。

6) 本校のセキュリティシステム

本校では高度なネットワークセキュリティシステムを稼働し、皆さんのタブレットや校内のパソコン端末を不正なウィルスから守っています。これらのシステムを故意に破壊するような行為を行ってははいけません。

7) 他人の ID を不正利用することはできません

勝手に他人の「ID・パスワード」を利用する行為は禁止します。

8) ショートカットの作成について

よく使うサイトやアプリがあっても、勝手にショートカットは作成しません。

9) 休み時間の利用について

原則、休み時間の利用は不可とします。係活動等で利用する必要がある場合は、担任の先生の許可のもと、使ってよいこととします。

10) タブレットの背景やマウスポインタ、アイコン等の変更の禁止

タブレットは、川口市から貸し出されたものです。タブレットの背景（Teams 等の背景も含む）やマウスポインタ、アイコンなどは、勝手に変更することは禁止です。

2 制限事項

1) パスワード変更

原則、初期に設定したパスワードから変更はしません。

2) パスワード忘れ

自分のパスワードを忘れてしまった場合には、すみやかに担任へお申し出ください。

3) タブレットの貸し借りについて

タブレットは川口市教育委員会の持ち物です。それを各個人に貸し出しています。容易に友人に貸し出すことは禁止します。そのことにより、無用なトラブルを防ぐことができます。

4) 保護者によるタブレットやID等の利用について

タブレットやIDは学習用として児童生徒に貸し出されているものです。保護者自身が、児童生徒のタブレット及びID・パスワードを利用して、パソコン作業、宿題の手伝いやオンライン会議に参加すること等は禁止します。

5) アップデートについて

アップデートは、各自、「更新してシャットダウン」または「更新して再起動」を押して行ってください。

6) 破損について

タブレットは精密機械です。必ず保護ケースをつけた状態で使用し、大切に扱ってください。万一破損や紛失等があった場合には、すぐに担任へ伝えてください。修理費用が必要となる可能性があります。

7) 電子メール使用について

このタブレットは、電子（WEB）メールは使えません。

3 情報モラルに関すること等

1) インターネットについて

インターネットの使い方には十分に注意して下さい。他人を傷つけたり、自分が傷つけられたりするような操作は、トラブルや事件事故の原因に繋がります。

2) 機器依存症について

休校等の緊急時に学校からタブレット持ち帰りの指示があった場合、ご家庭のネットワークへの接続の判断は保護者の方にお任せいたします。ただし、学校で提示された課題やプリント類は、家庭学習の課題で出すことがあり、ネットワークへの接続が必要となります。

また、家庭で深夜まで学習以外の操作はしないようにしてください。お困りの場合は、遠慮なく担任へお申し出ください。その場合、保護者と相談の上、タブレ

ットを一時預かり、強制的な使用制限、端末の一時的回収等を検討いたします。

3) タブレット等に貼ってあるシールをはがさないでください。

学校から持ち帰りの指示があった場合、登校時にはランドセルに入れて校内へお持ちいただき、下校時にもランドセルに入れてお持ち帰りください。児童全員が同一機種を使用しますので、テープに書いてある番号で誰のタブレットなのかを把握しています。

4 よく質問される内容

1) タブレットをすでに持っているのですが、これを学校で使っても良いですか？

ネットワーク保護の観点より、持ち込まれたタブレット等の情報機器は校内ネットワークに接続できない仕様となっています。以上の観点より現在所有されているタブレット等のお持ち込みはできません。

2) 卒業後はそのまま使ってもよいのですか？

このタブレットは、川口市教育委員会が所有するものです。卒業時に速やかに返却をお願いします。また、次の新入生が使いますので、丁寧に使ってください。返却は、「タブレットの本体、AC アダプター、充電コード、保護ケース」の一式をお願いします。

3) 辞書は必要ですか？

タブレットを使ってインターネットに接続すれば、言葉の意味は調べられます。特に辞書が必要ないという児童もいるでしょう。しかし、言葉を覚える観点から考えて、辞書を引く習慣を身に付けておくことが望ましいでしょう。

4) 家庭で使用しているネットワークに接続できますか？

タブレットは校内にいる間は自動で校内ネットワークに接続されます。また 家庭においては、Wi-Fi 環境の設定を行えば家庭での利用も可能です。

5) 紛失や破損した場合はどうすればよいですか？

タブレットが破損、紛失した場合は学校の先生に報告してください。なお、通常の利用範囲での破損であれば、原則、費用負担いただくことはありませんが、故意に破損させた（端末をたたきつける等）場合や端末を売却した（オークション等で売却する等）場合等、明らかに使用者が弁償すべきと考えられる場合については、利用者が負担するものとします。



〒332-0016

川口市幸町3-8-33

川口市立幸町小学校 情報担当

TEL 048-251-2851

FAX 048-251-2718

令和7年 4月 1日 改定版